

陳情第133号 「市民センターにおける政治活動について」
に関する根拠法令等

北九州市市民センター条例(抜粋)

第1条 ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを促進するため、地域における住民の交流及び自主的活動の拠点として、別表第1のとおり市民センターを設置する。

北九州市立市民センター管理要綱(抜粋)

第6条 公職選挙法を適用する（準用する場合を含む。）各種選挙（第12条第3号において「各種選挙」という。）の運動期間中における個人演説会及び政党演説会など（以下「個人演説会等」という。）の開催について、各区選挙管理委員会を通じて申込があった場合には、個人演説会等を優先できるように、利用調整を行うものとする。

2 個人演説会等を休館日等に行う場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 休館日 個人演説会等の時間帯のみ臨時開館する。

(2) 供用時間の延長 供用時間が17時までの日に限り、個人演説会等の時間帯のみ供用時間を延長する。

3 個人演説会等の事務処理対応については、別記のとおりとする。

公職選挙法(抜粋)

第163条 第161条の規定により個人演説会を開催しようとする公職の候補者、政党演説会を開催しようとする候補者届出政党又は政党等演説会を開催しようとする衆議院名簿届出政党等は、開催すべき日前2日までに、使用すべき施設、開催すべき日時及び公職の候補者の氏名（候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等にあつては、その名称）を、文書で市町村の選挙管理委員会に申し出なければならない。

社会教育法(抜粋)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 1 略
- 2 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

社会教育法第23条第1項の解釈の周知について(依頼) (抜粋)

「平成30年12月21日付 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課通知」

- 1 社会教育法第23条第1項第1号の趣旨について
略

- 2 社会教育法第23条第1項第2号の趣旨について

社会教育法第23条第1項第2号では、公民館が「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。